

# 福島県本社機能移転促進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

**第1条** 県は、企業立地を促進し、本県経済の活性化と雇用機会の拡大を図るため、県内に本社機能移転する企業等に対し、予算の範囲内で、福島県本社機能移転促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。その交付等に関しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年制令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

## (定義)

**第2条** この要綱において使用する用語の定義は、地域再生法(平成17年法律第24号)の例によるほか、別表1に定めるところによる。

## (交付対象)

**第3条** 補助金の交付の対象は、別表2に定めるところとする。

## (補助対象企業の指定)

**第4条** 前条の規定による指定を受けようとする事業者は、原則として新設及び増設の場合は、特定業務施設の工事着手日の30日前までに、取得の場合は、購入契約締結日の30日前までに福島県本社機能移転促進事業費補助金対象企業指定(変更)申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、補助対象企業として指定を受けなければならない。

- (1) 施設整備計画(第1号様式別紙)
- (2) 立地予定位置図(2万5千分の1又は5万分の1の地図)
- (3) 特定業務施設配置計画図(500分の1程度の縮尺による図面)
- (4) 定款の写し
- (5) 登記事項証明書(発行日から6ヶ月以内のものに限る)
- (6) 決算書の写し(直近3決算年度のもの)
- (7) 役員一覧(第1号参考様式)
- (8) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書・同意書(第2号参考様式)
- (9) 補助対象経費が確認できる書類
- (10) その他知事が必要と認めるもの

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

3 知事は、第1項の規定による申請があった場合には、第1条の趣旨並びに第3条及び別表3に合致するか審査した上で補助対象企業として指定し、福島県本社機能移転促進事業費補助金補助対象企業指定(変更)通知書(第2号様式)により、通知するものとする。

4 知事は、補助対象企業に対し、必要に応じて整備計画の内容について報告を求めることができる。

5 第3項による指定を受けた補助対象企業は、第1項に規定する申請書の内容について、対象経費が10%を超えて増減する場合又は工事等の日程の変更により事業期間に変更がある場合については、すみやかに福島県本社機能移転促進事業費補助金対象企業指定(変更)申請書(第1号様式)により変更申請しなければならない。

## (指定の取消し等)

**第5条** 知事は、第4条の規定により指定を受けた補助対象企業が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により指定を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していると認められるとき。

(4) 企業からの申し出により、事業の廃止又は交付要件が未達となることが認められるとき。

2 補助対象企業が、指定を受けてから3年以内の事業供用開始が見込めない場合は、指定を取り消すものとする。ただし、知事がやむを得ないと事前に認めた場合は、この限りではない。

#### (補助対象経費及び補助金の額等)

**第6条** 補助金の交付対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、別表2に定める企業が本社機能を移転する際に要する投下固定資産額(土地購入費を除く。)及びこれと合わせて実施する付帯工事費(土地造成費を除く。)とする。また、補助金の額は、投下固定資産額に別表3に掲げる補助率を乗じた金額とする。

#### (交付要件等)

**第7条** 補助金の交付要件等は、別表3のとおりとする。

#### (事業の承継)

**第8条** 合併、その他特別な理由により、指定企業から補助金の交付対象となった事業の承継を受けようとする企業は、あらかじめ、福島県本社機能移転促進事業費補助金事業承継申請書(第3号様式)に承継を証する書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、別表3に合致するかどうか審査の上、福島県本社機能移転促進事業費補助金指定承継承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

#### (交付申請)

**第9条** 規則第4条第1項の申請書は、福島県本社機能移転促進事業費補助金交付申請書(第5号様式)によるものとし、その提出時期は、原則として、第12条に規定する実績報告書を提出する年度と同一年度とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 取得する固定資産の明細書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

4 申請者は、申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して指定申請をしなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

5 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、審査の上、福島県本社機能移転促進事業費補助金交付決定通知書(第6号様式)により、通知するものとする。

6 前項の規定による補助金の交付は、知事の指定する期間内に分割して交付を行うことができる。

7 第6項の規定による分割交付期間中に補助対象企業が会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の申請を行った場合、当該年度以降の補助金の交付を停止し、知事の指示を受けなければならない。

### (交付の条件等)

**第10条** 指定企業は、規則第6条第1項の規定に基づき補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)の計画内容及び補助対象経費の総額を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、福島県本社機能移転促進事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 規則第6条第1項第1号及び前項ただし書きに規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費(補助対象経費に限る。)の10%以内の減額

(2) 事業計画の細部を変更する場合

3 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

4 知事は第1項の承認をする場合においては、必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

### (申請の取り下げ)

**第11条** 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

### (実績報告)

**第12条** 規則第13条第1項の実績報告書は、福島県本社機能移転促進事業費補助金実績報告書(第8号様式)によるものとし、その提出時期は事業完了日から起算して30日を経過した日、又は事業完了日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第13条第1項及び第2項に規定する添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 工事等概要説明書(敷地面積、建築面積、業種分類、従業員数)

(2) 特定業務施設配置図

(3) 特定業務施設の完成写真

(4) 新規雇用者を証する書類

(5) 固定資産の取得に要する費用が確認できる書類(売買契約書、工事委託契約書、見積書、領収書の写し等)

(6) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し

(7) その他知事が必要と認めるもの

3 実績報告書及び実績報告書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

4 申請者は、報告をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して実績報告をしなければならない。ただし、実績報告時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

5 知事は、第1項の規定による実績報告書の提出があった場合は、審査及び現地調査の上、福島県本社機能移転促進事業費補助金額確定通知書(第9号様式)により、通知するものとする。

### (補助金交付請求及び支払)

**第13条** 前条第5項の規定による補助金額確定通知を受けた事業者は、福島県本社機能移転促進事業費補助金交付請求書(第10号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の内容を審査し、支障ないものと認められるときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

**第14条** 補助金の交付を受けた企業は、補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税額が確定した場合には、福島県本社機能移転促進事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(第11号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項に定める報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

### (事業休止等の届出)

**第15条** 補助金の交付を受けた企業は、補助金の交付後5年以内(第9条第6項の規定により分割して補助金の交付をすることとしたときは、最終回の補助金交付後5年以内)に補助金の交付対象となった事業所等の事業供用を休止、又は廃止するときは、事前に福島県本社機能移転促進事業費補助金事業休止(廃止)届(第12号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

### (交付の取消し等)

**第16条** 知事は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 本補助金の交付条件に違反したとき。

(3) 補助金の交付後5年以内(第9条第6項の規定により分割して補助金の交付をすることとしたときは、最終回の補助金交付後5年以内)に事業を休止したとき。

(4) 倒産(法的倒産(会社更生法、民事再生法、破産法、特別清算)、私的倒産(取引停止処分、内整理)を問わない。)に伴う債権・債務等の整理のため、本事業により取得した財産等を処分するとき。ただし、当該取得財産が第18条に定める処分制限期間を経過した場合を除く。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号及び福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しているとき。

### (財産の処分の制限)

**第17条** 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定める期間とする。

2 県は、補助金の交付を受けた企業が前項の規定による期間内に取得財産等を処分した場合は、企業に対し、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。

### (会計帳簿の整備等)

**第18条** 補助金の交付を受けた企業は、補助事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間(第9条第6項の規定により分割して補助金の交付をすることとしたときは、最終回の補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間)保存しておかなければならない。

### (その他)

**第19条** この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月4日から施行し、令和3年度認定分の整備計画から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

用語	定義
特定業務施設	次のいずれかに該当する本社機能を有する施設のこと。
事務所	<p>①調査及び企画部門 事業、製品、商品の企画・立案、市場調査、経営戦略等を行うもの。</p> <p>②情報処理部門 自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行うもの。</p> <p>③研究開発部門 基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザイン含む新製品の試作等）を行うもの。</p> <p>④国際事業部門 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行うもの。</p> <p>⑤情報サービス事業部門 ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行うもの。</p> <p>⑥その他管理業務部門 総務、経理、人事、広報（IR、CSR）、不動産・施設管理等の管理業務を行うもの。</p> <p>⑦商業事業部門の一部 商品の仕入、販売等の営業活動を行う卸売業、小売業の部門、製造業における原材料の仕入、製品の販売等の営業活動を行うもののうち、専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務（メール、電話、Web会議システム、SNS、生成AI等を活用し、顧客と非対面でコミュニケーションを行う販売・サービスの勧誘（営業）、販売、契約締結等に関する業務、営業管理又は市場調査に関する業務、購買管理又は購買企画に関する業務）を行うものに限る。ただし、電話やメールを主として外部からの苦情・照会への対応を行う業務は除く。</p> <p>⑧サービス事業部門の一部 ①～④及び⑥に掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。総務・経理・人事における非コア業務のビジネス・プロセスをITの活用などにより外部へアウトソーシングするビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）を受託する業務や、市場調査・経営企画等のコンサルティング業務を行うもの。</p>
研究所	事業者が行う研究開発において重要な役割を担うもの。
研修所	事業者が行う人材育成において重要な役割を担うもの。
特定業務福利厚生施設	特定業務施設に併せて整備される、その従業員のために使用される次のいずれかに該当する施設のこと。
①寄宿舎	特定の施設に通う又は働く人のために設けられた共同宿舎を指し、単に便所・炊事場・浴室等が共同というだけでなく、(1)寝食を共同で行う等の集団行動を前提としていることや、(2)会社等の特定の施設に附属する施設（事業経営の必要上その一部として設けられているような事業との関連性を持つもの）。
②社宅	企業が福利厚生の一環として社員（主に世帯向け）を対象に低家賃で提供する戸建て又は集合住宅を指し、社員寮のように一般的に単身の社員を対象としているものや、共用の浴場や炊事場等がないもの。
③社員寮	女性従業員、独身者、単身赴任者等の特定条件を満たした者のみが利用できる共同住居を指し、それぞれが独立した生活を営むこと（一人一部屋等）や、①寄宿舎のように業務施設に附属しないもの。
新設	県内に第4条に定める指定を受けた日から3年以内に新たに本社機能を有する施設を設置し、事業の用に供するもの。
増設	県内に本社、事業所又は工場等を有する企業が、第4条に定める指定を受けた日から3年以内に特定業務施設を設置し、事業の用に供するもの。
取得	新設、増設以外で、第4条に定める指定の日から3年以内に新たに特定業務施設として購入し、事業の用に供するもの。
投下固定資産額	地方税法第341条に規定する固定資産のうち特定業務施設の用に供するものの取得価額の合計（消費税及び地方消費税を除く。）をいう。ただし、投下固定資産額において特定業務施設の用に供するものとそれ以外のものとが区別しがたいときは、適切な比率をもって按分するものとする。なお、割賦払に係るもので所有権移転するものについては、その全額を資産として含むものとする。
常用雇用者	事業者が、補助金の補助率適用の基準となる起算日（以下、「起算日」という。）以降、第12条で定める実績報告書を提出する日までに新設又は増設に伴って、当該特定業務施設で勤務することを前提として採用した直接雇用する社員をいう。なお、当該特定業務施設で勤務するため、県外から県内に住所を移転した直接雇用する社員としての転入雇用者を含む。

別表 2 (第 3 条関係)

交付対象	事業内容
別表 1 に規定する特定業務施設を新設、増設又は取得する次のいずれかに該当する企業であって、知事が指定した企業とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項及び同条第 5 項に規定する業種を除く。	
(1) 移転型企業	県外に本社及び事業所を置く事業者が、県内に新たに別表 1 に規定する特定業務施設を新設又は取得により整備しようとするもの。
(2) 拡充型企業	県内に事業所を有する事業者が、別表 1 に規定する特定業務施設を新設、増設又は取得により整備しようとするもの。

別表 3 (第 4 条第 3 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 2 項関係)

区 分	内 容	
1 交付要件	新設、増設又は取得する特定業務施設において、次の表の左欄に掲げる投下固定資産額を満たし、それぞれ同表の右欄に掲げる常時雇用者増加数を満たすものとする。	
	大企業(※1)	
	投下固定資産額 3,500 万円以上	常時雇用者増加数 5 人以上
	中小企業(※1)	
	投下固定資産額 1,000 万円以上	常時雇用者増加数 1 人以上
	※1 中小企業の定義は下表のとおりとする。	
	業種	定義(従業員規模・資本金規模)
	製造業、建設業、運輸業、その他業種	300 人以下 又は 3 億円以下
	卸売業	100 人以下 又は 1 億円以下
	小売業	50 人以下 又は 5,000 万円以下
サービス業	100 人以下 又は 5,000 万円以下	
注 1) 以下のいずれかに該当する場合、その中小企業は大企業とみなす。 (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 1/2 以上を同一の大企業が所有している中小企業者等 (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2/3 以上を大企業が所有している中小企業者等 (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 1/2 以上を占めている中小企業者等 (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者等 (5) (1)～(3)に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等 注 2) 農林水産業は“その他業種”とみなす。		
2 補助率	10%以内	
3 補助限度額	一つの補助対象企業に対する補助金は、1 億円を限度とする。	